

## (仮称)川西市市民参加条例(案)要綱にかかる意見提出手続結果

### ※結果について※

1. 意見募集期間 平成22年3月1日(月) ~ 23日(火)
2. 意見提出人数 17人
3. 提出意見とそれに対する市の考え方は、別紙のとおりです。  
お寄せいただいたご意見をそれぞれの項目に分類し記載しています。ただし、個人等が特定される箇所や内容が意見募集対象に合致しない意見については記載していません。

(前文)

私たちのまち川西は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、「利便性」と「豊かな自然」を兼ね備えた、人々が暮らしやすい成熟した都市へと発展してきました。また、全国的に都市化が進み、近隣社会の連帯感や郷土意識の希薄化が懸念される中で、本市では昭和50年代から小学校区を基本的なエリアとするコミュニティづくりが始まるなど、市民による多様な地域活動も長年にわたり培われてきました。一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成10年の特定非営利活動促進法制定をきっかけに、ボランティアやNPO(民間非営利組織)による市民活動も活発になりました。こうした中、地方分権の進展、人口の減少、少子高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化など、時代が大きく変化する中で、市民の行政活動への参画や自主的なまちづくり活動がこれまで以上に求められています。市の政策は、共に市民を代表する議会と市長が責任を持って決定し、推進するものですが、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者や行政など様々なまちづくりの主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、それぞれの役割を担い、お互いを補完し合うことで、更に个性的で魅力あふれるまちづくりが実現できるものです。このような認識のもと、かけがえのない“ふるさと川西”を更に住みよいまちにしていけるための基本理念を明確にするため、この条例を制定します。

	提出意見	市の考え方
1	前文について、川西らしい文章にしてください。川西は豊かな美しい自然や環境を(台場くぬぎ、全国一の里山を有する地)守りながら発展してきたこと……。南北に広がる地域であること、地域ごとに市民のニーズが多様化、その課題を行政と市民が一体となって「ふるさと川西」を……。	前文では、本条例の趣旨を多くの方に理解していただくため、条例制定の背景、市民等を取り巻く諸課題と解決の方向や、本市が目指すべき新しいシステムについて表明しています。そして、特にコミュニティや市民活動など、協働のまちづくりについての川西らしさを取り入れた文章としています。

# 第1章 総 則

## 1 条例の目的

この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれの適切な役割分担の下、それぞれの特性や強みを活かしながら、協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

	提出意見	市の考え方
2	「協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的な事項を定める」と謳っていますが、「協働のまちづくり」とは具体的に何を指しているのか説明されていません。	「協働のまちづくり」とは市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者など、様々なまちづくりの活動主体と行政が協力して、また、様々な活動主体同士が協働して、自分たちの地域をより住みやすくするために、知恵や力を出し合っ、それぞれの責任と役割を担い合い、まちづくり活動に取り組んでいくことです。 これについては、条例の解説書にて説明を加えます。
3	条例の目的について。前文で『個性的で、魅力あふれるまちづくり』が目的のように記されているが、具体的にイメージがわくようにしていただきたい。その目的の裏づけとなる長期的（10～20年）な市の環境変化の展望について公表されたい。	市の長期的なまちづくりの展望については、市総合計画において明記しています。総合計画に基づく計画的なまちづくりを進める手段として「協働のまちづくり」が位置づけられており、その結果として『個性的で魅力あふれるまちづくり』が進められるものだと考えています。
4	協働する主体者は「誰とだれか」・・・条文の主語を明確にする。（例）市民と市は、・・・ ※第一義の主体者は、市民と市である。団体や事業者は、市民が集合した活動体である。	協働の主体については「2. 定義(7)協働」で明記していますが、市民と市や市民同士の協働など、さまざま場面にふさわしい協働の形があると考えています。

## 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 行政活動 総合計画の実現において、市の役割として実施する各種の活動をいう。
- (4) 市民公益活動 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 市民公益活動団体 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO など、(4)に掲げる活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (7) 協働 地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことをいう。
- (8) 参画 市民、市民公益活動団体及び事業者が市の基本的な計画の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわって意見や提言を行うことをいう。

	提出意見	市の考え方
5	「(7)協働」の定義を、市財政の経費削減することを目的に、市民を安価なアウトソーシングの対象と市(職員)が取り違えることのないようにしてください。	条例の基本理念に則り協働のまちづくりを推進するよう、職員研修の開催など職員の意識改革に努めていきます。
6	「(8)参画」で定義されていることを、市がこれから実施していくことは、市にとっては手間と時間のかかることです。その選択を、市自ら行ったということを職員の皆さんはよく理解して、今後の施策に反映させてください。	
7	(4)市民公益活動について・・・大小さまざまな市民の自主的な活動があります。それらは広い意味で枠内の(参考1)17項目に当てはまると思いますが、市民公益活動であるか否かは誰かが判断するのでしょうか。	誰が判断するものではなく、(4)に規定するものについては全て当てはまると考えています。

### 3 基本理念

市民、市民公益活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市は、次に掲げる基本理念にのっとり、協働のまちづくりを推進するものとする。

- ① 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- ② それぞれの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- ③ 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

	提出意見	市の考え方
8	「推進するものとする」・・・「推進しなければならない」とか「進めなければならない」とかにする。「し合うこと」・・・「・・・しなければならない」とする。	「基本理念」は原理原則を規定する箇所であり、他の条例との整合性も踏まえながら、基本理念にふさわしい表現としています。

#### 4 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会における生活及び多様な社会経験を活かし、自主的に協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

	提出意見	市の考え方
9	<p>「参加」の字句は「参画」へ、「努めるものとする」は「努めなければならない」とする。 「市民の役割」は、役割ではなく「市民の権利と責務」とする条文に改める。 ※「役割」という語句が多く出てくるが、「権利」や「責務」に置き換わるものは、それを使用する。</p>	<p>この条例において「参画」とは、行政活動への参加と定義しているため、ここでは、地域への参加やボランティア活動への参加など、いろいろな意味を含め広く「参加」という字句を使っています。</p> <p>また、この項目は、市民への義務付けの規定ではありません。これからのまちづくりは、行政主導で進めていくものではなく、市民の皆さんとともに進めていくものであると考えています。そのため、協働のまちづくりを進めていくためのパートナーの役割として、努力規定ではありますが明記しているものです。</p> <p>そして、市については「責務」として拘束力を強め、市民等については、まずは参加しやすい環境を整えることを優先すべきとの思いから、「役割」という緩やかな表現としています。</p>

### 5 市民公益活動団体の役割

市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり、自らの持つ知識及び専門性を活かし、様々なまちづくりの主体と交流し、又は連携しながら協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

### 6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会を構成する一員として自主的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

### 7 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、市民等と連携し、協働のまちづくりの推進に努めなければならない。
- (2) 市は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明する責務を有する。
- (3) 市は、市民等からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実に応える責務を有する。

	提出意見	市の考え方
10	(2) 市は政策の立案、実施及び評価の各段階において、その内容、効果等を市民等にわかりやすく・・・となっていますが、政策の立案段階で市民の意見を聞く、そういった内容にすべきでないか	第2章「行政活動への市民参画」の8から11までの各項目において、その旨の規定も明記しています。
11	2.7(3) 要望書に対し「参画受け付け簿」を設置し適切かつ条例が制定されることにより、何か具体的に一步進んだことが大事	この条例は基本的な理念を定めていますので、具体的なことについては、この条例に基づく制度運用や、別途作成する事務の手引き書などで明確にしていきます。

## 第2章 行政活動への市民参画

### 8 市民参画機会の確保

市は、行政活動における市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

	提出意見	市の考え方
12	市民を引き込むことが重要なので書類状態で提出するだけでなく、意見を戦わせる機会を設けることを明記して欲しい。法案は議員が作るが市民の意見を入れるために。	「11. その他の措置」で規定するとともに、詳細については別途作成する事務の手引き書などに規定し、運用していきます。
13	市民の意見を徴集する参画の機会（方法、場所、時期など）をもっと明確にする。	
14	市は行政活動における市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。とありますが、文末は「努めなければならない」ではなく「確保する」でよいのではないのでしょうか。	この条例の趣旨を尊重しながら、また、行政運営の効率化という視点も考慮し、このような表現としています。



9 意見提出手続(パブリックコメント)

- (1)市は、①から⑤に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民等(当該案件にかかる利害関係人を含む。)に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。
- ① 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は改廃
  - ② 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
  - ③ 広く市民等に適用され、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃
  - ④ 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
  - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの
- (2) 次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しない。
- ① 迅速又は緊急を要するもの
  - ② 軽微なもの
  - ③ 法令等の規定による基準に従って作成するもの
  - ④ 市の内部の事務処理等に関するもの
  - ⑤ 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- (3) 市は、(1)の規定により提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。
- (4) 意見提出手続に関し必要な事項は、規則で定める。

	提出意見	市の考え方
15	「意見提出手続は、市の執行機関が、…説明責任を果たし、市政への参画の促進、市政の透明性・公正性の向上を図ることを目的として実施するものです。」と解説されているのであれば、その重要性からも、意見提出手続に関し必要な事項は、市長が定める規則ではなく、市民の代表である議会が定める条例で規定すべきものと思います。	基本的な部分は条例に明記し、事務取扱上の詳細な部分については、規則等で定めていきます。
16	パブリックコメントを実施する前には説明会を開催するよう条例に盛り込んでください。条例や計画案などは、専門的な語句が多く、市民にはわかりにくいものです。検討過程の市民参画とともに、パブリックコメント募集のときにも、説明会が必要です。条例に盛り込んでください。	
17	(1)・・・関連資料をあらかじめ公表し、広く市民等に・・・としていますが公表し、広く市民等に・・・の間に市民に説明するとともにを挿入していただきたい	

	提出意見	市の考え方
18	基本条例だけでなく、手続である規則に関しても、行政が一方向的に作成するのではなく、条例の理念を踏まえて、市民等の意見を傾聴する措置を考えて頂きたい。	本条例の理念を踏まえ、現行の制度(市長への提案、各課へのご意見・ご要望など)で対応できるものと考えています。
19	意見提出手続(1)に述べられている①～⑤の事項の関連予算は根幹をなすものであるが、これをパブコメの対象にすることを明示しないと提案が概念的、抽象的になり実効性が見えない。しかし、予算がなければ施策は実現できないが全ての項目を対象にするのは専門性、公平性の観点から問題があるので全市基本方針的な対象に限定するのが現実的である。	意見提出手続は、市の執行機関が、重要な計画等を策定する際に、市民等が意見等を述べる機会を保障し、また提出された意見に対する市の考え方を公表することにより、説明責任を果たし、市政への参画の促進、市政の透明性・公正性の向上を図ることを目的として実施するものだと考えています。
20	意見提出手続(3)の文章の<・・意見に対する市の考え方・・>は<・・意見に対する市の検討結果・・>と表現しないと始めから意見のすれ違いを想定しているようで適当では無い。市民の声を可能な限り積極的に取り入れることを示すべきである。この部分は住民参画協働実現の根幹をなす。	<・・意見に対する市の検討結果・・>に改めます。
21	いつも行政センターの意見公募がわかりにくい。きんたくんの出番では？	様々な場面に応じ、効果的な方法で広報していきたいと考えています。

## 10 付属機関等

- (1) 市は、付属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、付属機関等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募などにより市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- (2) 市は、付属機関等を設置したときは、付属機関に関して定める条例に規定するもののほか、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。
- (3) 市は、付属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開するものとする。ただし、別に定めるものについては、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- (4) 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- (5) 市は、会議の終了後、速やかに付属機関等の会議録を作成し、公表するものとする。ただし、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報については、公表しない。

	提出意見	市の考え方
22	付属機関等(1)の<・・幅広い分野から人材・・>は<幅広い分野から。かつ、特定の人に偏らない人材・・>とする。これは細かいことに見えるが現実には特定の人に集中し、広く市民の意見を聞けなくなる恐れがあるから。人材不足、選任苦勞の回避などで安易に特定の人に集中すると、これで広く市民の声を聞いたとの隠れ蓑になる恐れがある。	(1)の規定の中で、ご指摘の趣旨は反映できるものと考えています。

### 11 その他の措置

市は、9及び10の規定に定めるもののほか、政策等の立案、実施等に関して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

	提出意見	市の考え方
23	市民が政策等の立案に関して、検討する過程に市民が参画する機会を確保するとともに、市民に検討過程を公開し、どのような検討をしているかが、わかるようにしてください。5ページ11その他の措置に盛り込んでください。また、解説で説明されていることはどのように条例内容に入れていくのか？「もっとも効果的と思われる方法」により行うとしていますが、市民にその理由がわかるよう説明してください。	「7.市の責務」に規定しているとおり十分に説明責任を果たし、効果的な方法で情報提供していきます。解説で説明している点など、手続きの詳細は別途作成する事務の手引き書等で定めます。
24	「パブリックコメント」「付属機関」の他に意見聴取の措置を講ずると書かれているのはとてもよいと思います。「必要な措置を講ずるよう努めるものとする」という記述のみで、具体的な方法が記載されていないのが残念です。【解説】欄に書かれている「アンケート・モニター方式、ワークショップ、意見交換会」などの具体的方法が記述されると具体的でわかりやすいと思います。また、細かいことですが、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という努力目標的書き方から「必要な措置を講ずるものとする。」と一歩進めた書き方であればよいと思います。	解説で説明している点など、手続きの詳細は別途作成する事務の手引き書等で定めます。 語尾については、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」から「適切かつ効率的な措置を講ずるものとする。」に改めます。

### 第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働

#### 12 市民公益活動への支援及び市民等との協働

市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

	提出意見	市の考え方
25	市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等・・・としていますが、市民公益活動でないと判断されたらこの項から除外されることになるのでしょうか。	基本的にはそのように考えます。
26	「補助金など」必要な支援に努める そのための基金を設ける	基本計画策定の中での検討課題であると認識しています。

#### 13 基本計画の策定

市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

#### 14 基本施策

市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- ① 協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関する事。
- ② 協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関する事。
- ③ 市の職員が市民公益活動及び市民等との協働の重要性についての認識を深めるため、研修会等を開催すること。
- ④ ①から③に掲げるもののほか、市民公益活動を支援し、及び市民等との協働を推進するため必要があると市長が認める事項。

	提出意見	市の考え方
27	③市職員の研修会開催をすること。重要性への認識だけでなく、市民等との協働を進めるときにはファシリテーターなどの役割を務めることが必要になります。柔軟な発想で条例を運用するためにも、多様な研修内容で実施してください。	そのように考えています。

## 第4章 推進方策

### 15 推進会議の設置

- (1) 市長は、協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、川西市協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- (2) 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- (3) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱等を行うものとする。
  - ① 学識経験者
  - ② 市民公益活動団体の代表
  - ③ 市民
  - ④ ①から③に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (4) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、再任されることができる。
- (6) (1)から(5)に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

	提出意見	市の考え方
28	「協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため」と設置目的を謳っていますが、調査審議した後、審議の内容をどのように反映できるのか示されていません。市長に意見を述べる事ができる等、具体的な役割と責任を規定すべきと思います。	この推進会議は、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関であり、市長からの諮問に対し答申を出します。その答申を、本条例に基づく協働のまちづくりの推進に反映させていくものです。
29	推進会議の設置では調査回数を年1回とし、調査結果と課題解決策を市長に提言しなければならないと規定する必要がある。これは組織を作りさえすればよいのではなく責任と権限とを決めなければ全く実効性がないからである。	
30	推進会議の委員の選任は市民参画協働の担当部署以上に成功するかの命運を握っている。市長の熱い思いを実現でき第3者的で有能な委員を選任しないと、ただ参画協働をやりましたという形式的な評価で終わる恐れがある。少なくとも委員長にはただの役人OBや大学教授や弁護士などでは不適當で民間企業や他自治体で構造改革などに携わった経験者が不可欠である。	委員選任の際の参考にさせていただきます。
31	推進会議の項目は形式的で市民等が主体的に如何に参画、関与するか全く明らかでない。まちづくりは地域性があると考えられるので推進会議の下部機関として地域密着のプロジェクト（組織）を置いてもらいたい。	推進会議の詳細は規則等で規定します。また、地域密着のプロジェクトについては、別途、検討していきたいと考えています。

16 年次報告

市長は、毎年、協働のまちづくりの推進に関する取組状況について、公表するものとする。

	提出意見	市の考え方
32	「市長は…公表するものとする。」と謳っていますが、公表した後どのように評価し、改善に結びつけていくのか示されていません。その役割こそ、推進会議が担うべき役割ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、取組状況については推進会議に報告し、ご意見をいただき、その後の施策に反映させていきたいと考えています。

## 第5章 雑則

17 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

	提出意見	市の考え方
33	施行に関しては「規則に定める」とありますが「規則」はどのような手続きを経て、定められるのでしょうか。	この条例の円滑な運用を担保するため、規則を制定します。規則の制定については、地方自治法第15条の規定に基づき市長が定めるものです。

(条例の名称)

	提出意見	市の考え方
34	川西市市民参加条例という条例名ですが、条例の中で「参加」の定義は謳われていません。条例名である「参加」の定義を明確にすべきです。全文を通して参画が強調されていることから、条例名は川西市市民参画条例にすべきと思います。川西市が、市民の参加と参画のどちらを目指しているのか、目標がわかりにくいです。	市民の皆さまにとって解りやすい、また本条例の内容にふさわしい、より適切な名称を検討していきます。
35	条例名称について、もう少し具体が分かりやすい名称にしてはどうかと考えます。最近の例として近隣の西宮市では「西宮市参画と協働の推進に関する条例」、奈良市では「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」とあります。それぞれに「参画」「協働」も概念的、抽象的な言葉ではありますが、「市民参加条例」だけでは伝えづらい部分を補っています。例えば「川西市市民参画と協働のまちづくり条例」などならば、名称からも理解が得やすいかと思えます。	
36	市民等が、単なる参加ではなく参画することを条例案では謳っているのに、条例案のネーミングが参加のままである。参画とすべきではないか。	
37	市民参加条例という名称はやはりおかしいと思います。市民は以前から行政の色々なイベントなどに参加しており参加条例という名称では、なんら新味がありません。今回の条例内容をも市民が参画するパブリックコメントの基準や付属機関等について決めています。市民公益活動についても市民の自主的な活動であり、まちを良くしたいという市民の積極的なまちづくりへの参画そのものです。これは市民参画について決めている条例だと思えます。以上の理由により、市民参画条例としたほうが内容についてよくわかると思えます。	
38	条例名は「市民参画条例」にする。条例の説明や条例文では、参画の言葉が多い。	
39	「参加」より「参画」のほうが、より行政と市民等との協働のイメージを持つことができるのではないのでしょうか。近隣市では「西宮市参画と協働の推進に関する条例」や「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」などがあります。埼玉県吉川市は「吉川市市民参画条例」という名称です。	
40	参加条例ではなく、参画条例にしてください。行政と市民の協働のまちづくりを推進するためには「参画」がふさわしい。参加では誰かの企画に乗って行動するのみのイメージです。地方分権化の方向時代に、どんな時にもたくましく生き、成長していく市民力アップのためにも参画にしてください。	
41	原案の目的「協働のまちづくりの推進」から「市民の参画と協働のまちづくり基本条例」とし基本的なことを制定、その後、具体的に推進していくための法規（仮称）「協働のまちづくり推進条例」や「協働のまちづくり推進施行規則」などにより、「用語の定義」「具体的手続き」等を説明する。	



(条例の見直し)

	提出意見	市の考え方
42	市民自治と地域主権は、まだ端緒についたばかりです。今後の市民自治と地域主権の進み具合を盛り込みながら、よりよい条例に進歩していくことが可能になるように、5年の範囲で条例を見直すことができると盛り込むべきではないでしょうか。	この条例は、「協働のまちづくり」を推進するための基本的な考え方や目指すべき姿を規定しているものです。従って、短期間で見直しが必要になるとは想定していませんが、引き続き、協働のまちづくりの推進については検討を加え、必要に応じ、見直しを行う考えです。
43	条例の見直し条文が必要では：「市民の参画と協働のまちづくり」の推進状況を検討し、より効果的に推進するため、期間毎に見直しを行う。	

(全体意見・感想)

	提出意見	市の考え方
44	自治基本条例を先に制定した先進自治体の様式を模倣したように思えます。先進事例を参考に、川西市の独自性を発揮してほしいと思います。	この条例は、いわゆる、理念条例であるため、基本的な考え方などを規定しています。条例制定後に策定していく基本計画等の中で、独自性を出せる施策等を検討していきたいと考えています。
45	この条例は、理念条例と思いますが、理念条例であれば、理念を具現化するための実行条例が必要になると思います。	この条例の中でも謳っていますが、条例制定後には、この条例を具現化する基本計画等を策定していきます。
46	市民参加を進めていく中で、議会との関係についてどのように考えられているのでしょうか。	前文にも書いているとおり、市の政策は、共に市民を代表する議会と市長が責任を持って決定し、推進するものです。本条例のめざす市民参画は、市民の声を市長に代表される行政の意思決定過程に、より反映させるための仕組みです。従って市民の代表である議会と行政の関係（＝市政運営の両輪）が変化するものではありません。

	提出意見	市の考え方
47	私の所属するNPO法人での事業運営においても、また、他の市内のNPO法人にとっても、川西市における「市民参加条例」の策定は、本当に待ち望まれてきたことです。例えば、NPO法人によっては、今までも市の各課と「協力」「連携」「協働」して事業を実施していますが、その際の「助成金（補助金）事業」「委託事業」などについて、各所管によって対応・対処がまちまちになり、NPO法人側のみならず、行政側でも混乱が起こることがありました。「市民参加条例」によって大筋のルールが決められれば、それぞれ個別に話しあいながら決めざるを得なかった「ルールづくり」段階や実施過程、実施後などでの無用の混乱がなくなり、実質的な事業に労力・時間をかけることができるようになるのではないかと考えます。	この条例の理念が諸施策に反映されることにより、統一したルールのもと、協働のまちづくりの推進が図られるものと考えています。
48	実際には、この条例要綱ができていて自体が、まだあまり知られていない現実もあり残念に思います。広報告知の手段、広く意見を求めるやり方についても研究の余地があるかと感じています。	本条例やこれに基づく諸施策等について、今後、さらに広報や啓発の手段を検討していきたいと考えています。
49	条例案のキーとなる箇所（例えば、8市民参画の確保や10付属機関等、11その他の措置など）は義務化されておらず、努力義務であるのは、条例案が形骸化するおそれがあるため義務化すべきである。最悪でも2、3年の周知期間経過後に義務化すべきである。	この条例の趣旨を尊重しながら、また、行政運営の効率化という視点も考慮し、このような表現としています。 なお、「11. その他の措置」についてはNo.24のとおり修正を加えます。
50	広報が弱い。市民の殆どが知らない。市民に対する広報のやり方を工夫すべきである。たとえばここに行けばこんな資料があるとかこのホームページを活用するなどの手ほどき。	条例の「基本理念」や「市の責務」の規定に則り、広報や啓発手段の改善、情報共有化に努めていきたいと考えています。
51	やむを得ないところは承知しますが、全体に市民等謳っておけばいいとの形式的体裁になっている。	協働のまちづくり推進において、まちづくりの様々な主体が連携することが重要であると考えています。
52	条例の趣旨はまちづくりの主体は市民でこれに関係者が協働して推進すると理解しますが、いかに市民等が関わるか不明である。	具体的な項目については、条例制定後に策定する基本計画等で定めていきます。

	提出意見	市の考え方	
53	条文の最後の文章が弱い。・・・努めるものとするは努めなければならないの用に書くのが良い。	<p>本条例においては、基本的に市が主語の場合に、より義務的な表現にしています。「～ものとする。」も「～ねばならない。」はどちらも義務表現です。</p> <p>項目によっては、努力義務表現とし裁量の余地を持たせていますが、できない場合には、当然、説明責任が生じるものです。</p> <p>なお、「11.その他の措置」についてはNo.24のとおり修正を加えます。</p>	
54	市についての表現で「努めなければならない」という表現がいくつかあるが、義務表現にできないのはなぜでしょうか？できるだけ義務表現にすべきです。 出来ないとき、市民に理由がわかることが必要です。 4ページ 7. (1) 8. 市民参画機会の確保 5ページ (1) ・11ページ その他の措置など		
55	補助金の見直しが必要。「補助金等の審議会」を傍聴した時、市民参画条例の中で、見直しが行われるはずと理解しました。触れられていません。		今後の検討課題と認識しています。
56	財政状況の厳しい中、全国的に市民との協働で、知恵を出し合い、共に汗を流していこうとの流れがあります。政策懇談会や縦割り行政の変革など、共に情報を共有して改善していくのが協働の大切な部分と思われます。行政だけでなく、市民の知恵を大いに利用するべく、各種の協働の推進を願っています。		<p>この条例を柱とし、協働のまちづくりの推進を図っていきたいと考えています。</p>
57	(仮称)市民参加条例が行政にとっても市民にとっても、身近な条例になっていくことを期待しています。		
58	今までは、市や国に対する要望があっても自身1人の力の弱さを感じておりましたが、この参加条例のバックアップにより、より身近に意見を吸い取ってもらうことが可能となり、もっと要望を出せるようになると思います。その点に心強さを感じます。また意見交換会、交流会を通じて知り合えた各団体の皆様とお互いに困っていることを共有し、助けあっていくこともできると思います。		
59	今後、益々多様化する地域課題解決について、「新たな公共」を担うというNPO法人の存在意義、また基盤強化も重要です。NPO組織ならではのネットワークも駆使しながら、市民の知恵を出しあい、ともにその策定、また、策定後の検証のプロセスを歩むことができると思います。		
60	要綱について広く市民に意見を募集されることは大変いいことだと思います。が、期間があまりにも短く、忙しい市民にとって、これをよく読み意見をまとめることはとてもむづかしいことです。せめて2ヶ月以上の期間が必要ではないでしょうか。さて、この要綱は書かれていることが実際に機能するならば素晴らしいことだと思います。まずは“市”が大多数の意見をよく聞き、市民（庶民）の立場に立って住みよい川西にすることを本気で考え、市民も行政活動に参画するなら、この前文にあるような素晴らしい川西市は理想ではなく現実になるのではないでしょうか。何より市民の目線で、この要綱の理念を目指して進めていっていただきたい。		

	提出意見	市の考え方
61	この条例によると、「市の政策決定は市議会と市長で行い、市民の主体（市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者）は、それぞれの役割で市と「補完」し合って、協働体制をとるように依頼されている。目的は、『個性的で、魅力あふれるまちづくり』であるが、具体的なイメージについては一切明らかにされていない。補完しあって進めていくために、行政側は、市の情報を広く市民に開陳し、共有できるようにしてお互いの信頼関係の改善を図っていただきたい。	条例の基本理念に則り、情報共有などに努めてまいります。具体的な事項については、条例制定後に策定する基本計画等で定めていきます。
62	（案）の要綱を読みました。全体を通して感じた事は、市民にもう少し語りかけるような文章にならないだろうかということです。この条例を通して一般の市民一人一人が、川西のまちづくりに関わっていく気持ちになれるような条例づくりが大切だと思います。他市の「市民参画及び協働のまちづくり条例」（素案）を読んで特に思いました。	他の条例等の表現などとの整合性にも配慮し、丁寧かつ解りやすい表現となるよう努力をしています。
63	説明会に出席し、初めて条例（案）要綱に接しました。案を読み、「非常に読みづらく、理解しづらい条文である」と最初に感じました。原案全体から、「欲張って何もかもてんこ盛りの内容である」との印象を受けます。また、「用語の定義」「手続きの説明」「修飾的文言の多さ」等が多くあり、核となる文言がぼやけている。	
64	「条例とこれに基づく推進理解のために必要な浸透機会の設定」に関する条文が必要では。	「7. 市の責務」に基づき協働のまちづくりの推進や条例等の周知に努めます。
65	「市民のまちづくり活動を促進するための助成その他の支援」に関する条文が必要では。	具体的な項目については、条例制定後に策定する基本計画等で定めていきます。